

第十三條 本會に左の役員を置く

會長一名 副會長三名 理事若干名 幹事若干名

評議員若干名 常議員若干名

第十四條 會長及び副會長は理事の互選に依り之を定む

第十五條 會長は本會を代表し會務を統轄す

副會長は會長を補佐し會長故障ある時は其職務を代理す

第十六條 理事及び幹事は常議員の中につき會長之を

囑託す

第十七條 理事中常務理事若干名を置く會長之を選任す

第十八條 常議員は評議員の中につき會長之を囑託す

四〇

四一

第十九條 評議員は會員の中につき會長之を囑託す

第二十條 役員之任期は總て四年とす但し再任を妨げず

第二十一條 補缺に依り就任したる役員之任期は前任者之殘任期間とす

第二十二條 理事及び幹事之任期满了の場合に於ては其後任者之就職する迄尙前任者に於て其職務を行ふ

第二十三條 本會は顧問若干名を置く會長之を囑託す顧問は本會事業に關し會長の諮問に應じ又自ら意見を述べたる事を得

第二十四條 事業執行上特に必要ある時は委員を設くる事を得

第二十五條 本會に事務員若干名を置く會長之を任命